

平成 21 年 7 月 24 日  
防衛省統合幕僚監部参事官  
海上保安庁警備救難部国際刑事課  
(改正) 平成 25 年 12 月 7 日  
(改正) 平成 29 年 8 月 28 日

## 海賊への対処の際の海上自衛隊及び海上保安庁の連携要領

### 第 1 目的

本要領は、海上自衛隊が海賊対処行動により海賊へ対処する場合において、海上保安官が海上自衛隊の艦船へ同乗するに際し、海上自衛隊と海上保安庁が円滑かつ緊密に連携してそれぞれの任務を遂行するため、その基本的考え方、業務についての連携の在り方等について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 海上自衛隊及び海上保安庁との連携に関する基本的考え方

#### 1 基本的考え方

海賊行為の制止その他の行政警察権の行使は海上自衛官が行うことを基本とし、逮捕その他の司法警察権の行使は自衛艦に同乗した海上保安官（以下「同乗海上保安官」という。）が行うものとする。

この場合、海賊行為の制止その他の行政警察権の行使に関し、同乗海上保安官は、海上自衛官に対し、必要に応じ協力を行うものとする。また、逮捕その他の司法警察権の行使に関し、海上自衛官は、同乗海上保安官に対し、必要に応じ協力を行うものとする。

#### 2 護衛業務等と司法警察業務との調整

同乗海上保安官は、海賊行為に対する司法警察業務を行うに当たり、海上自衛隊が行う護衛業務の円滑な遂行を考慮するものとする。

海上自衛隊は、護衛業務以外の業務を行う自衛艦の同乗海上保安官が司法警察業務を行っているときは、同艦が護衛業務を実施することが予定されている場合であっても、引き続き司法警察業務の円滑な遂行を考慮するものとする。

なお、同乗海上保安官が捜査を行うに当たり、身柄や関係証拠等の取扱い等に関する現実的方策については、事案に応じ、適切に対応していくものとする。

#### 3 指揮関係

海上自衛官と同乗海上保安官には、相互に指揮関係は生じないが、緊密に連絡するものとする。

ただし、同乗海上保安官は、法定訓練への参加や緊急事態における行動等の一般的な管理事項については、自衛艦艦長の指示に従う。

#### 4 同乗海上保安官と警務官との業務分担

同乗海上保安官と警務官の捜査分担については、「保安庁と海上保安庁との犯罪捜査に関する協定について（昭和28年10月1日実施）」によるほか、海賊に係る犯罪については同乗海上保安官、それ以外は警務官が捜査を実施するものとする。

### 第3 同乗海上保安官が実施する事項

同乗海上保安官は、以下の業務を実施する。

#### 1 事案発生時における司法警察業務

- (1) 海賊行為認知後の当該行為の採証
- (2) 身柄を拘束した海賊の自衛艦上での逮捕手続（含身体検査）
- (3) 海賊の人定作業
- (4) 海賊が保有していた武器、使用していた船舶の押収
- (5) 被害船舶の実況見分及び被害者等の取調べ
- (6) 死傷者の取扱い
- (7) 逮捕した海賊の拘束及び監視
- (8) その他必要な事項

#### 2 護衛業務実施時及び区域防護業務実施時

必要に応じ、艦橋等において周辺監視その他の必要な活動を行う。

#### 3 立入検査時

海賊行為（凶器準備航行）の疑いがある船舶に対して立入検査を実施する場合、必要な確認を行うため、海上自衛官と緊密に連携して立入検査を行う。

### 第4 海上自衛隊が便宜を供与する事項

海上自衛隊は、同乗海上保安官に対し、護衛業務等の円滑な遂行に支障の生じない範囲において、次のとおり便宜供与を行うものとする。

なお、以下の事項に関し、必要となる経費については、それぞれ海上自衛隊及び海上保安庁が個別責任において確保を行うという考え方を基本的原則とするが、詳細については別に定めるものとする。

#### 1 海賊を逮捕する場合

- (1) 同乗海上保安官が行う逮捕手続における海賊の拘束への協力（海賊行為を行った船舶の追跡等を含む。）
- (2) 逮捕した海賊の監視への協力
- (3) 

